

JIS

高速液体クロマトグラフィー通則

JIS K 0124 : 2026

(JAIMA/JSA)

令和 8 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	阿 部 明 美	一般社団法人日本ゴム工業会
	上 野 博 子	一般財団法人化学物質評価研究機構
	上 野 祐 子	中央大学
	加 茂 徹	早稲田大学
	栢 英 則	日本プラスチック工業連盟
	坂ノ上 宗 広	石油連盟
	下 鍋 達 也	公益社団法人自動車技術会
	永 田 淳	一般社団法人日本分析機器工業会
	野 田 浩 二	(旧) 一般社団法人日本化学工業協会
	花 村 美 保	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	林 英 男	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	保 倉 明 子	東京電機大学
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 58.3.1 改正：令和 8.3.23

官 報 掲 載 日：令和 8.3.23

原 案 作 成 者：一般社団法人日本分析機器工業会

(〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 2-5-16 名古屋ビル新館 TEL 03-3292-0642)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 高津 章子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 高速液体クロマトグラフィー概説	6
5 装置	9
6 水, 試薬及び溶媒	12
7 カラム及びカラム充填剤	12
8 操作	13
9 定性分析	21
10 定量分析	21
11 分子量分布の測定	22
12 分取液体クロマトグラフィー	24
13 データの質の保証	26
14 装置の設置	30
15 安全	30
16 個別規格に記載すべき事項	31
附属書 A (規定) 定量法	32
附属書 B (規定) 重複ピークの面積分割方法	35
附属書 C (参考) 高速液体クロマトグラフィーの分離モード, 特徴, 代表的カラム充填剤及び用途	37
附属書 D (参考) 高速液体クロマトグラフィーに用いられる代表的な検出器及びその特徴	38
附属書 E (参考) オートサンプラーの方式	39
附属書 F (参考) 前処理操作	41
附属書 G (参考) 試料溶液中の妨害成分の除去方法	45
附属書 H (参考) 主なプレカラム誘導体化試薬及び検出条件	48
附属書 I (参考) 分離モードに基づく溶離液の選択例	50
附属書 J (参考) 検出器に基づく溶離液の選択例	52
附属書 K (参考) 代表的な検出器及び測定対象	53
附属書 L (参考) 主なポストカラム誘導体化試薬及びその反応	54
附属書 M (参考) 装置の点検	56
解 説	58

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本分析機器工業会（JAIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS K 0124:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

高速液体クロマトグラフィー通則

General rules for high performance liquid chromatography

1 適用範囲

この規格は、高速液体クロマトグラフを用いて分析種の定性又は定量分析を行う場合及び分析のための精製を目的とした分取を行う場合の通則について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS K 0050 化学分析方法通則
- JIS K 0127 イオンクロマトグラフィー通則
- JIS K 0211 分析化学用語（基礎部門）
- JIS K 0214 分析化学用語（クロマトグラフィー部門）
- JIS K 0215 分析化学用語（分析機器部門）

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS K 0050, JIS K 0127, JIS K 0211, JIS K 0214 及び JIS K 0215 による。

なお、括弧内の対応英語は、参考のために示す。

3.1

高速液体クロマトグラフィー, HPLC (high performance liquid chromatography)

液体の移動相をポンプなどによって加圧してカラムを通過させ、分析種を固定相及び移動相との相互作用（吸着、分配、イオン交換、サイズ排除など）の差を利用して高性能に分離して検出する方法

3.2

高速液体クロマトグラフ, HPLC (high performance liquid chromatograph)

高速液体クロマトグラフィーを行うための装置

3.3

分析種 (analyte)

試料又は試料溶液中の被検成分